資料1

カーボンニュートラル(CN)の実現に向けた セメント産業の取組み

2025年10月23日

一般社団法人 セメント協会 生産・環境委員会 委員長 平野 和人





本日のご説明内容

☆GXの実現に向けた排出量取引制度の概要

- ·改正GX推進法
- •排出量取引制度
 - 一制度概要
 - ーセメント産業のベンチマーク (案)
 - 今後のスケジュール
- •セメント産業からの二酸化炭素排出量
- ・2050年CNの実現に向けた取組み:技術ロードマップ

☆循環型社会実現に向けたセメント産業の役割



GXの実現に向けた 排出量取引制度の概要



2025年5月 GX推進法改正

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(GX推進法)及び資源の有効な利用の促進に関する法律(資源法)の一部を改正する法律案の概要

背景・法律の概要

- ✓ 2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成 長の両立 (GX) を実現するための施策として、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、(1)排出量取引制度の法定化、(2)資源循環強化のための制度の新設、

 - (3) **化石燃料胍脒金の徴収に係る措直の具体化**、(4) **GX分野への駅収支援の**整偏を付つ。

(1) 排出量取引制度 (GX推進法)

- 一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ
 - 二酸化炭素の直接排出量が一定規模(10万トン)以上の事業 者の参加義務化。
- ② 排出枠の無償割当て(全量無償割当)
- トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、業種特性も考慮し た政府指針に基づき排出枠を無償割当。割当てに当たっては、 製造拠点の国外移転リスク、GX関連の研究開発の実施状況、 設備の新増設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。
- 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠 の調達が必要。排出削減が進み余剰が生まれた事業者は排出枠 の売却・繰越しを可能とする。

③ 排出枠取引市場

- 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、GX推進機構が 排出枠取引市場を運営。
- 金融機関・商社等の制度対象者以外の事業者も一定の基準を 満たせば取引市場への参加を可能とする。
- 価格安定化措置
- 事業者の投資判断のための予見可能性の向上と国民経済への過 度な影響の防止等のため、排出枠の上下限価格を設定。
- 価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したもの とみなす措置を導入。
- 価格低迷時には、GX推進機構による排出枠の買支え等で対応。
- 移行計画の策定
- 対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のた めの取組を記載した計画の策定・提出を求める。

(2) 資源循環の強化 (資源法·GX推進法)

- 再牛資源の利用義務化
- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品 の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報 告を義務付け。
- GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- 環境配慮設計の促進

排出量取引制度が 法定化された

憂れた環境配慮設計(解 の認定制度を創設。

金融支援など、認定事

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特 例(適正処理の遵守を前提として業許可不要)を講じ、回収・再資源化の インセンティブを付与。
- ④ CE (サーキュラーエコノミー) コマースの促進
- シェアリング等の C E コマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者 に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

2028年度より開始する化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・

(資料出所)経済産業省 ニュースリリース「「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定 されました」における資料「法律案概要」(一部加筆)

https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250225001/20250225001-1.pdf

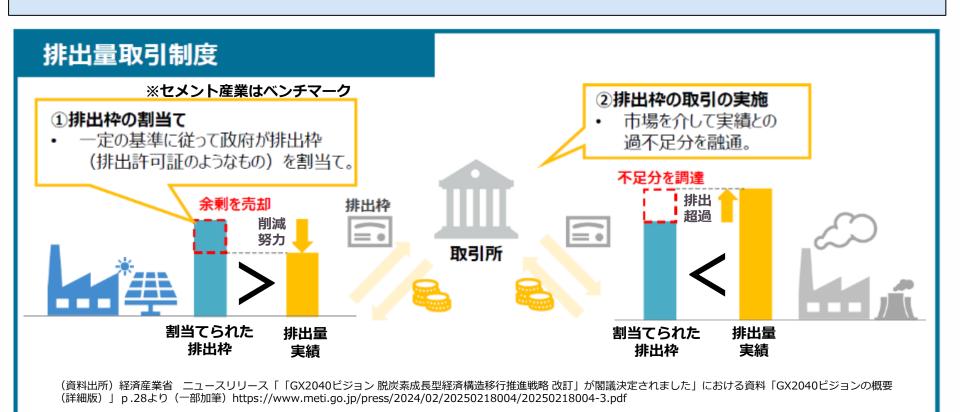
野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補塡をする。

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。



排出量取引制度の概要

- ・制度対象: CO₂の直接排出量が前年度までの3カ年平均で10万トン以上の法人が対象 ⇒クリンカ製造を行っている協会会員会社が対象となる
- ・排出可能な量<mark>「排出枠」が政府から割当てられ</mark>、その枠に対して、<mark>排出枠が余剰な場合は売却</mark> することができ、<mark>排出量が超過した場合は不足分を調達</mark>しなければならない





セメント産業のベンチマーク (案)

現在、進めているセメントBMの考え方

【対象範囲】

<u>セメント製造</u>および同一工場内における<u>セメント</u>製造に関連する製品全体

※事業者間の公平性確保の観点から、自家発電設備の有無による直接排出原単位 の差を補正するため、**直接+間接排出量**で策定

【活動量指標】

クリンカ生産量

※セメント品種構成の影響を受けず、クリンカ焼成工程のCO2排出量がセメント製造工程全体の9割以上を占めるため

ベンチマーク指標となるCO2排出原単位

(セメント製造(クリンカ製造+仕上+自家発+購入電力) +セメント関連製品事業)からのCO₂排出量 クリンカ生産量



今後のスケジュール

年度	対象事業者が対応すべき事項
2025年度	・ベンチマークの確定
2026年度	~ <排出権取引制度開始> ~
	・基準活動量(2023〜2025年度の平均)の確定 ・基準排出量の算定、検証
2027年度	・2026及び2027年度の 排出枠割当 申請(<mark>2年分</mark>) ・2026年度分の排出実績の検証・ 償却
2028年度	・2028年度の排出枠割当申請・2027年度分の排出実績の検証・償却
	※以降、2028年度と同様

(参照資料)内閣官房 GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ(第5回、2024年12月19日開催)資料2 p.39より https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/carbon_pricing_wg/dai5/siryou2.pdf



セメント産業からの二酸化炭素排出量

- セメント産業におけるCO₂総排出量は、約3,250万t (2024年度)
- ・プロセス由来60%、エネルギー由来40%を占め、特に、プロセス由来CO2の大幅な削減を早期に 実施する方法はなく、技術開発の段階、社会実装には時間と多額の費用を要する
- また、脱炭素製品は高コストととなり、汎用品と比較して高価となる**脱炭素製品の市場形成も必要**

石灰石



60%

CO₂排出

4 0%

エネルギー



プロセス由来 (石灰石の脱炭酸; CaCO₃→CaO+CO₂) エネルギー由来 (化石エネルギー・電力消費)

プロセス由来CO2の削減

- ・CaOを含む廃棄物利用率の向上や<u>普通セメントの少</u> 量混合成分量増によるクリンカ比率低減により削減
- ・ただし、足元での削減効果は大きくなく、CNの実現に向けては、二酸化炭素の回収・利用・貯留(CCUS)の技術が必要

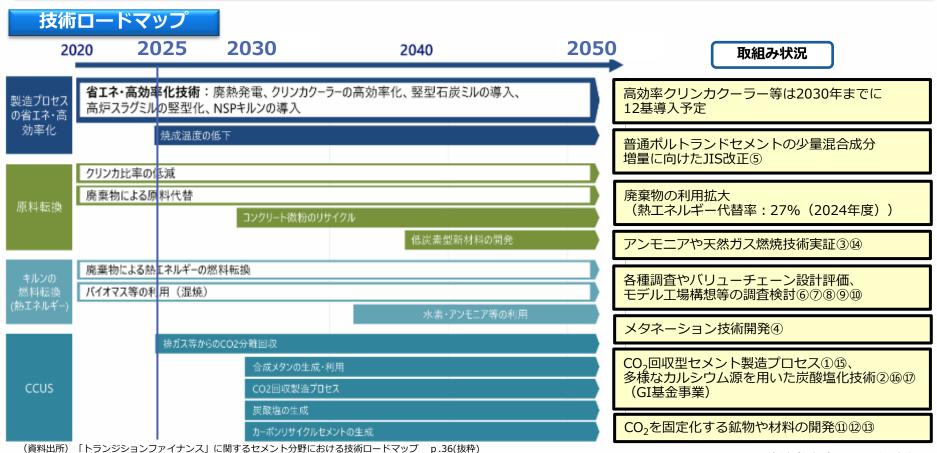
エネルギー由来CO。の削減

- ・従来から**省エネルギーを積極推進**し、CO₂排出量削減に尽力しているが、今後も継続する
- ・今後**さらに、エネルギーの非化石化(廃棄物やバイオ** マスの利用拡大、エネルギー転換等)を推進していく



2050年CNの実現に向けた取組み:技術ロードマップ

- ・2030年に向けて、**省エネ設備の導入拡大やエネルギー代替廃棄物の利用拡大を主な対策とした CN行動計画を着実に推進**することにより、CO₂削減を進める
- ・さらなるCO2削減に向け、現時点で有効な技術開発に取組んでいる(GI基金の活用等)
- 2030年以降、CCUS・アンモニア/合成メタン等の革新的技術の社会実装
 速し、2050年CNの実現を目指す





循環型社会実現に向けた セメント産業の役割

セメント産業の廃棄物・副産物受入実績

セメント産業は、日本の廃棄物総量の5%(循環利用の約10%)の<u>廃棄物・副産物をセメント原料/エネルギー代替として使用</u>し、わが国の循環型社会の実現に貢献

また、**災害により発生した廃棄物も受け入れ、被災地の早期の復旧・復興を支援**

セメント産業の廃棄物・副産物受入量 2,187万t/年(2024年度実績)

国内で循環利用されている廃棄物・副産物の約10%

→国内最終処分場の寿命を約13年延命

(東京ドームで例えると約12杯分)

1990年以降では累計9億tにも及ぶ

東日本大震災で約100 万tの災害廃棄物を処理 した経験を踏まえ、近年 激甚化している豪雨災害 の水没廃棄物などを始め 、他産業では処理が困難 な廃棄物を受入て処理。

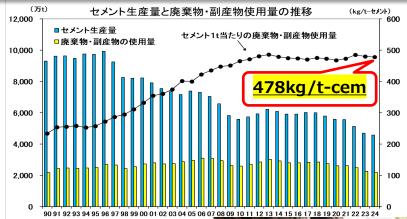
最近では、令和六年能 登半島地震の災害廃棄物 処理においても、新潟県 内のセメント製造施設で 木くずなどの受入処理。

東日本大震災「処理・除塩施設」 (岩手県大船渡市 2011年秋)





八戸港船舶座礁「重油付着漂着物」 (青森県八戸市 2021年9月)





熊本地震「廃瓦受け入れ」 (九州地区セメント工場2016年)



令和5年台風2号「がれき・土砂」 (愛知県 2023年7月)



令和元年台風19号「水没畳」 (栃木県佐野市 2019年10月)



令和6年能登半島地震「木くず_」 (新潟県姫川港 2024年7月)

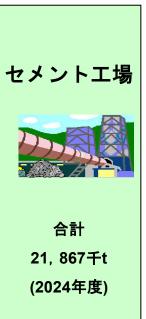


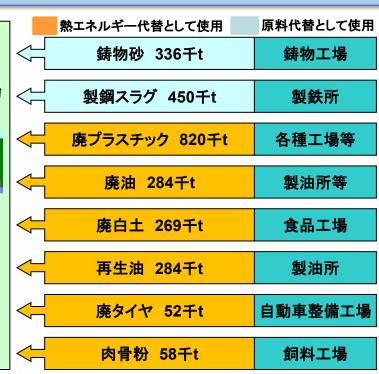
廃棄物・副産物の種類とエネルギー代替の推進

セメント産業は、わが国の循環経済(サーキュラーエコノミー)の中核産業として重要な役割を担っている



※自家発電用エネルギーを除く





(%) (kl)27.3 28 1,000,000 **卡斯爾撒鳌翁黎岬(拜笛藤輝)** ■エネルギー代替廃棄物総熱量(重油換算) 25.7 ◆エネルギー代替廃棄物の使用割合 900,000 23.0 800,000 19 700,000 18 18.9 17 18.0 17.7 16 16.9 16.4 600,000 2014 2019 2020 2021 2022 2023 2015 2017

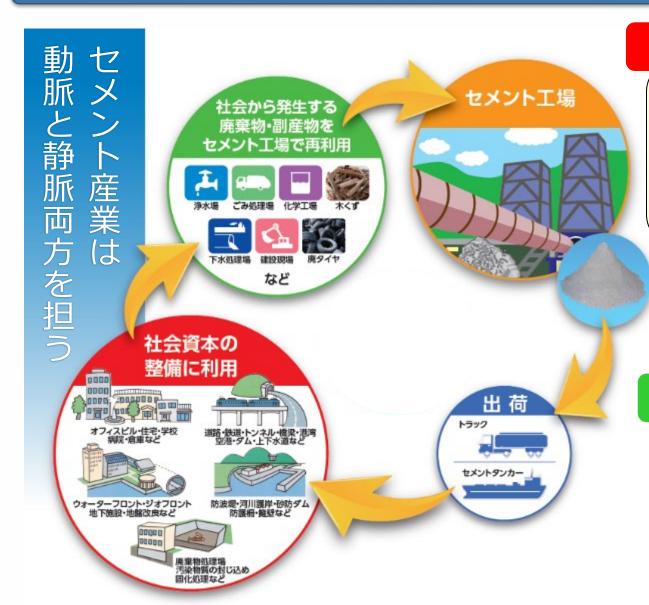
年度

セメント産業は、**廃プラスチック等のエネ** ルギー代替廃棄物の利用拡大を推進してお り、その使用割合は年々増加

→ 24年度の業界平均は 27.3%



セメント産業は2050年CNを目指しながらその大切な役割を担っていく



動脈産業として

社会に必要な基礎素材 であるセメントを安定 供給(廃棄物もセメン トに生まれ変わる)

静脈産業として

<u>廃棄物を無害化処理し</u> セメントの原料や熱工 ネルギーの代替として 有効活用

